

改正案	現行
<p>第一 基本原則</p> <p>一 (略)</p> <p>二 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条第二項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第六項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>第三 総括原価</p> <p>総括原価は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とし、能率的な経営の下における適正な営業費用に工業用水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる営業外費用、法人税等、資産維持費及び配当金を加えた額から、控除項目の額を控除して算定するものとする。ただし、工業用水道事業者の責に帰することのできない理由によるものと認められる累積欠損金</p>	<p>第一 基本原則</p> <p>一 (略)</p> <p>二 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条第二項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>第三 総括原価</p> <p>総括原価は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とし、能率的な経営の下における適正な営業費用に工業用水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる営業外費用及び資産維持費を加えた額から、控除項目の額を控除して算定するものとする。ただし、工業用水道事業者の責に帰することのできない理由によるものと認められる累積欠損金（直近の事業年度の決</p>

(直近の事業年度の決算において、工業用水道事業から生じた欠損金額の累積額が繰越利益剰余金及び利益積立金の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。)があるときは、当該金額を総括原価に加えることができるものとする。

一 (略)

二 (略)

三 法人税等

法人税等は、法人税法、地方法人税法及び地方税法により算定した額とする。

四 資産維持費

(略)

五 配当金

配当金は、料金算定期間中の資金計画等を勘案して適正に算定した額とし、需要者への説明と理解を前提とする。

六 控除項目

(略)

第四 料金の決定

料金は、定額制又は定率制をもって定めるものとする。この場合において、決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものとする。なお、料金算定期間中の年平均有収率(各年度の契約水量を給水能力で除した数値を平均したものをいう。)が百分の七十未満の事業にあつては、次式による計算を行つて料金を算定することができるものとする。

算において、工業用水道事業から生じた欠損金額の累積額が繰越利益剰余金及び利益積立金の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。)があるときは、当該金額を総括原価に加えることができるものとする。

一 (略)

二 (略)

(新設)

三 資産維持費

(略)

(新設)

四 控除項目

(略)

第四 料金の決定

料金は、定額制又は定率制をもって定めるものとする。この場合において、決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものとする。なお、料金算定期間中の年平均有収率(各年度の契約水量を給水能力で除した数値を平均したものをいう。)が百分の七十未満の事業にあつては、次式による計算を行つて料金を算定することができるものとする。

{経費＋(減価償却費－長期前受金戻入額＋支払利息)×年平均

料金＝

有収率×100／70＋法人税等＋資産維持費＋配当金－(控

契 約 水 量

除項目合計額－長期前受金戻入額)

経費＝人件費＋動力費＋薬品費＋修繕費＋受水費＋負担金＋その他の
維持管理費

別添様式

料金説明資料

(事業名)

(事業体名)

「料金説明資料」記入上の注意

1. 直近の決算書を添付すること。
2. 図面・地図等（取水場、浄水場、導管等の施設が明記され、かつ、施設全体の地理的な位置が分かりやすいもの）を添付すること。
3. 金額は、消費税抜きの額とする。ただし、資本的収支等については消費税込みの額とすることができる。（この場合においては、資金収支表及び資本収支表の空欄に「消費税資本的収支調整額」を記入

{経費＋(減価償却費－長期前受金戻入額＋支払利息)×年平均

料金＝

有収率×100／70＋資産維持費－(控除項目合計額－長期

契 約 水 量

前受金戻入額)

経費＝人件費＋動力費＋薬品費＋修繕費＋受水費＋負担金＋その他の
維持管理費

別添様式

料金説明資料

(事業名)

(事業体名)

「料金説明資料」記入上の注意

1. 直近の決算書を添付すること。
2. 図面・地図等（取水場、浄水場、導管等の施設が明記され、かつ、施設全体の地理的な位置が分かりやすいもの）を添付すること。
3. 金額は、消費税抜きの額とする。ただし、資本的収支等については消費税込みの額とすることができる。（この場合においては、資金収支表及び資本収支表の空欄に「消費税資本的収支調整額」を記入

することによって、消費税抜きの収支差額が算出されるようにすること。)

4. 各表に記入する金額等は、料金算定期間における見込額及び料金算定期間の直前2年間の実績額（又は実績見込額）とする。なお、年度の途中で設定・改定する場合には、同一年度のうち料金算定期間に含まれない期間の金額等を、料金算定期間における金額等と区別して記入すること。

5. 費用項目等を追加する場合は、各表の空欄に記入すること。また、積算内訳の様式が示されていない費用項目については、他の費用項目の様式に準じて作成すること。

6. 公共施設等運営事業の場合は、適切な費用項目等を各様式に準じて作成すること。

7. 用紙の大きさ（添付資料を含む。）は、日本工業規格 A 4 とする。

することによって、消費税抜きの収支差額が算出されるようにすること。)

4. 各表に記入する金額等は、料金算定期間における見込額及び料金算定期間の直前2年間の実績額（又は実績見込額）とする。なお、年度の途中で設定・改定する場合には、同一年度のうち料金算定期間に含まれない期間の金額等を、料金算定期間における金額等と区別して記入すること。

5. 費用項目等を追加する場合は、各表の空欄に記入すること。また、積算内訳の様式が示されていない費用項目については、他の費用項目の様式に準じて作成すること。

6. 用紙の大きさ（添付資料を含む。）は、日本工業規格 A 4 とする。

1 ～ 3 (略)

4. 料 金

(1) 料金に關する説明

イ、事業のこれまでに記録された現在の設置状況

エ、決定（設計）理由（備考欄を）

① 料金明細計算

項 目	前年度設置（単位）		前年度明細額		備 考
	金額（千円）	数量	金額（千円）	数量	
営業費用 A					
人件費					
燃料費					
運送費					
賃借料					
委託料					
その他経費					
減価償却費等					
営業外費用 B					
支払利息 C					
法人税等 D					
資産売却損 E					
配当金 F					
合計 A+B+C+D					
引当金 G					
繰上金 H					
繰下金 I					
金 額					

(注)1. 金額は、消費税控除を記入すること。
 2. 繰上金は、当該科目を借方科目として、引当金科目に貸方記入すること。
 3. 繰下金は、当該科目を貸方科目として、引当金科目に借方記入すること。
 4. 金額は、事業報告書の金額及び決算書の金額と一致すること。

項 目	額	決定（設置）要	備 考
基本料金（円/年）			円/年(%)
検定料金（円/年）			円/年(%)
設置経費	年 月 日	年 月 日	

5 (略)

1 ～ 3 (略)

4. 料 金

(1) 料金に關する説明

イ、事業のこれまでに記録された現在の設置状況

ロ、決定（設計）理由（備考欄を）

① 料金明細計算

項 目	前年度設置（単位）		前年度明細額		備 考
	金額（千円）	数量	金額（千円）	数量	
営業費用 A					
運送費					
人件費					
燃料費					
運送費					
賃借料					
委託料					
その他経費					
減価償却費等					
営業外費用 B					
支払利息 C					
法人税等 D					
資産売却損 E					
配当金 F					
合計 A+B+C+D					
繰上金 G					
繰下金 H					
金 額					

(注)1. 金額は、消費税控除を記入すること。
 2. 繰上金は、当該科目を借方科目として、引当金科目に貸方記入すること。
 3. 繰下金は、当該科目を貸方科目として、引当金科目に借方記入すること。
 4. 金額は、事業報告書の金額及び決算書の金額と一致すること。

項 目	額	決定（設置）要	備 考
基本料金（円/年）			円/年(%)
検定料金（円/年）			円/年(%)
設置経費	年 月 日	年 月 日	

5 (略)

6. 収支関係積算内訳

- (1) (略)
- (2) イ ～ カ (略)

五. 法人従事

項目 名称等	年度 (前々年度)	(前々年度)	年度						累計 1年度～4年度
			1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
算出根拠及び年毎毎年度に於き算出の算出根拠の説明									

(新設)

6. 収支関係積算内訳

- (1) (略)
- (2) イ ～ カ (略)

六. 記帳金

項目 名称等	年度 (前々年度)	(前々年度)	年度						累計 1年度～4年度
			1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
算出根拠及び年毎毎年度に於き算出の算出根拠の説明									

(新設)

7 (略)

7 (略)